

(案)

平成26年度 くまもと・わくわく基金 助成事業のご案内

(熊本市市民公益活動支援基金)

1 助成趣旨

「くまもと・わくわく基金」は、市民の皆様や事業者の方々の社会に貢献したいという想いを寄附金としていただき、NPOやボランティア団体の皆さんが行う公益的な活動を応援するため、あらかじめ登録された団体を対象に、団体からの申請に基づき事業費の助成を行います。

2 助成対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が助成対象事業となります。

- (1) 営利を目的としない公益的な事業
- (2) 地域社会の発展に資すると認められるもの
- (3) 主に熊本市民を対象とした事業
- (4) レクリエーションを主な目的とした事業でないこと
- (5) 個人に金品を支給する事を目的とした事業でないこと
- (6) 当該事業が期間内において、熊本市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと
- (7) ①平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の期間内に行われる事業であって、その期間内に実績報告書等の提出ができる事業であること
②当該事業が期間内において、熊本市以外から助成等を受けている場合は、ただちに助成の取消にはなりませんが、基金からの助成額と熊本市以外の助成金等の合計額が事業費を超える場合は、基金からの助成額を一部取消し、または返還していただくことがありますので、ご注意ください。

3 平成 26 年度の変更点

- (1) スタートアップ助成事業及び団体応援助成事業の助成対象経費を拡大しました。
- (2) 分野指定助成事業の申請分野を拡大しました。(複数選択可)

4 助成事業の種類及び助成金予算総額

◆スタートアップ助成事業

対象団体	助成率	助成金予算額 ※1
平成 26 年 4 月 1 日現在で、 設立 3 年未満の団体 (平成 23 年 4 月 2 日以降設立の団体) ※助成は、同一団体に対し原則 1 回 (1 年度)とします。	10 万円を 上限に、 10 割補助	千円

◆団体応援助成事業

対象団体	助成率	助成金予算額 ※1
平成24年11月から平成25年10月までに、 団体応援寄附を受けた団体 ※助成は、同一団体に対し、原則2回 (2年度)とします。	事業費の 2/3 を上限	千円

◆分野指定助成事業

分野種類	助成率	助成金予算額 ※1	
(1)保健、医療又は福祉の増進 を図る活動	事業費の 2/3 を上限	千円	
(2)環境の保全を図る活動		千円	
(3)生涯学習・子どもの 健全育成を図る活動		千円	
(4)文化・芸術・スポーツ・国 際協力の振興を図る活動		千円	
(5)まちづくりや地域安全 の推進を図る活動		千円	この助成の一部は、 「コスギスマイル基金」 から助成されます。 ※2

※1 上記「助成金予算額」は予定額です。熊本市平成26年度予算に変動があったときは、変更する場合があります。

※2 「くまもと・わくわく基金」の中に株式会社コスギ不動産様
からのご寄附(100万円)を基に平成25年度～平成26年度の間、
「コスギスマイル基金」を設置しています。

平成26年度は、ご希望により「まちづくりや地域安全の推進を図る活動」
の分野の財源とさせていただきます。

5 助成の対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業に必要と認められる直接的な経費とし、以下の経費とします。

費目	助成対象経費の説明
人件費	助成事業に直接従事した者に対して支出した給料、諸手当及び賃金等。 なお、助成対象額は、「助成対象事業に従事した時間数による」等、合理的な根拠によって算出された額に限ります。 ※ 分野指定助成事業では、助成対象事業に従事した者（被用者）が「役員等」であった場合は、その人件費は助成の対象経費にはなりません。
報償費	助成事業での講演等に要した講師謝礼金、助成事業に直接携わった者（役員等含む）に対する謝金等。 なお、助成対象額は、社会通念上、妥当性が認められる額に限ります。 ※ 分野指定助成事業では、役員等に支出した報償費は、助成対象経費にはなりません。
旅費	助成事業に必要な講師招へい旅費、出張旅費（航空運賃、鉄道運賃）、宿泊費、ガソリン代等。 なお、ガソリン代については、その使途等が明示された額に限って、助成対象経費とします。 ※ 分野指定助成事業では、役員等に支出した旅費は、助成対象経費にはなりません。
役務費	通信費（郵送物の送料等）、運搬費、広告料、手数料、保険料等
消耗品費	助成事業に係る物件費、材料代、印刷費（チラシ、ポスター等の印刷費）等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料含む）、会場設営費、車両等の賃借料等
備品購入費	助成事業実施に必要なもので、単価が2万円以内のもの。
その他	その他、助成事業に伴い必要な経費

※ 平成26年度から、スタートアップ助成事業及び団体応援助成事業については、助成事業に必要と認められる経費のうち、役員等に対して支出した「人件費」（役員報酬は除く）、「報償費」及び「旅費」は助成対象経費となります。
なお、これらの支出費目の総額は助成金総額1/2を超えない額とします。

備考 助成の対象とならない経費について

- 次のような団体の維持運営に伴う経常経費等
 - ・ 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費
 - ・ 組織で恒常的に発生している人件費
 - ・ 日常的な事務作業や団体内部で使用する物件費
- 補助金の交付決定前に支出した経費
- その他市長が適当でないと認める経費

6 選考について

助成事業及び助成額の審査は、「熊本市市民公益活動支援基金運営委員会」（以下「運営委員会」という。）が行い、審査結果に基づいて、助成対象事業および助成額の決定は熊本市が行います。

（１）分野指定助成事業

助成金交付申請書等の提出書類（様式第８号、様式第９号、様式第１０号）にて、運営委員会による書類審査及び公開プレゼンテーションにより審査を行い、その点数が高い団体順に、助成金の交付を決定します。

※ 申請者が多数の場合は、第一次審査（書類審査）を行います。第一次審査を通過しないときは、公開プレゼンテーション審査を受けられません。

※ 運営委員会による公開プレゼンテーション審査は、平成 26 年 3 月 24 日（月）の開催予定です。日時等が確定次第、申請団体に通知します。

（２）団体応援助成事業

助成金交付申請書等の提出書類（様式第８号、様式第９号、様式第１０号）にて、運営委員会による書類審査を行い、その点数が、基準点以上のときは、助成金の交付を決定します。

（３）スタートアップ助成事業

助成金交付申請書等の提出書類（様式第８号、様式第９号、様式第１０号）にて、運営委員会による書類審査を行い、その点数が高い団体順に、助成金の交付を決定します。

7 審査について

（１）審査基準について

項 目	審査基準の説明	配点 (A)	配点 (B)
市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。	3	5
効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。	3	5
全体の整合性	事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。	3	5
発展性	事業が将来に向けて持続していくか、事業の効果が広く地域に普及していくことが見込まれるとともに、今後当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。	3	5
地域の課題・特性 （熊本らしさ）	熊本に愛着を持ち、どんな熊本にしたいのか、どんな熊本の未来につながる事業なのかなど、地域課題に焦点を当てた熊本らしさをアピールする取り組みである。	3	5

(2) 審査基準に関する留意事項

- ① 配点(A)は、分野指定助成事業(第一次審査)で用いるものです。
配点(B)は、分野指定助成事業(第二次審査)、団体応援助成事業、スタートアップ助成事業で用いるものです。
- ② それぞれ次の基準点を満たす必要があります。基準点は次のとおりです。
- 分野指定助成事業
 - ・第一次審査基準点 満点の40%以上 (15点×7人×40%=42点)
 - ・第二次審査基準点 満点の50%以上 (25点×7人×50%=88点)
 - 団体応援助成事業 満点の50%以上 (25点×7人×50%=88点)
 - スタートアップ助成事業 満点の50%以上 (25点×7人×50%=88点)
- ③ 審査の結果が同点の場合は、「地域の課題・特性(熊本らしさ)」の合計点が高い事業を選定するものとします。

- 8 申請期間 平成25年12月2日(月) 午前9時から
平成26年1月24日(金) 午後5時まで
- 9 受付時間 午前9時～午後7時まで (年末年始、第2木曜日は除く)
ただし、最終日1月24日(金)は、午後5時までとします。

- 10 提出方法 持参により提出してください(郵送不可)
受付場所 市民活動支援センター・あいぽーと

- 11 申請方法 次に掲げる書類を提出してください。
- (1) 熊本市市民公益活動支援助成金交付申請書(様式第8号)
 - (2) 事業計画書(様式第9号)
 - (3) 事業収支計画書(様式第10号)
 - (4) 当該事業年度の役員名簿(様式第3号)
 - (5) その他市長が必要と認めるもの

※ 様式は、あいぽーとホームページからダウンロードしていただくか、熊本市市民活動支援センター・あいぽーとで申請期間中配布いたします。

《あいぽーとホームページ》 <http://www.kumamoto-aiport.com>
⇒ くもと・わくわく基金 ⇒ 助成を受けたい方

12 助成事業説明会

申請する団体に向けた事業助成説明会を次の日程で開催します。
多くの皆様の参加をお待ちしています。

- 日時 平成25年12月13日(金) 午後5時から
- 場所 ウェルパルクもと 1階 大会議室

13 審査結果

平成 26 年 4 月中旬までには、申請団体にご通知するとともに、熊本市ホームページ（あいぽーとホームページ）で公開します。

採否の理由の問い合わせは、受け付けません。

14 実績報告と精算手続きについて

- (1) 助成事業が完了した団体は、実績報告書（様式第 15 号）、事業収支決算書（様式第 16 号）、事業領収証等の経費の支出を証する書類及びその写し並びに事業の経過又は成果を証する書類等を添えて（以下「実績報告書等」という。）、**事業終了後 2 週間以内に提出してください。**

ただし、事業終了後 2 週間以内の末日は、平成 27 年 3 月 31 日(月)を超えないようにご注意ください。

※ 支出した経費については、領収書や支払いを証明できる書類（写し可）を添付してください。

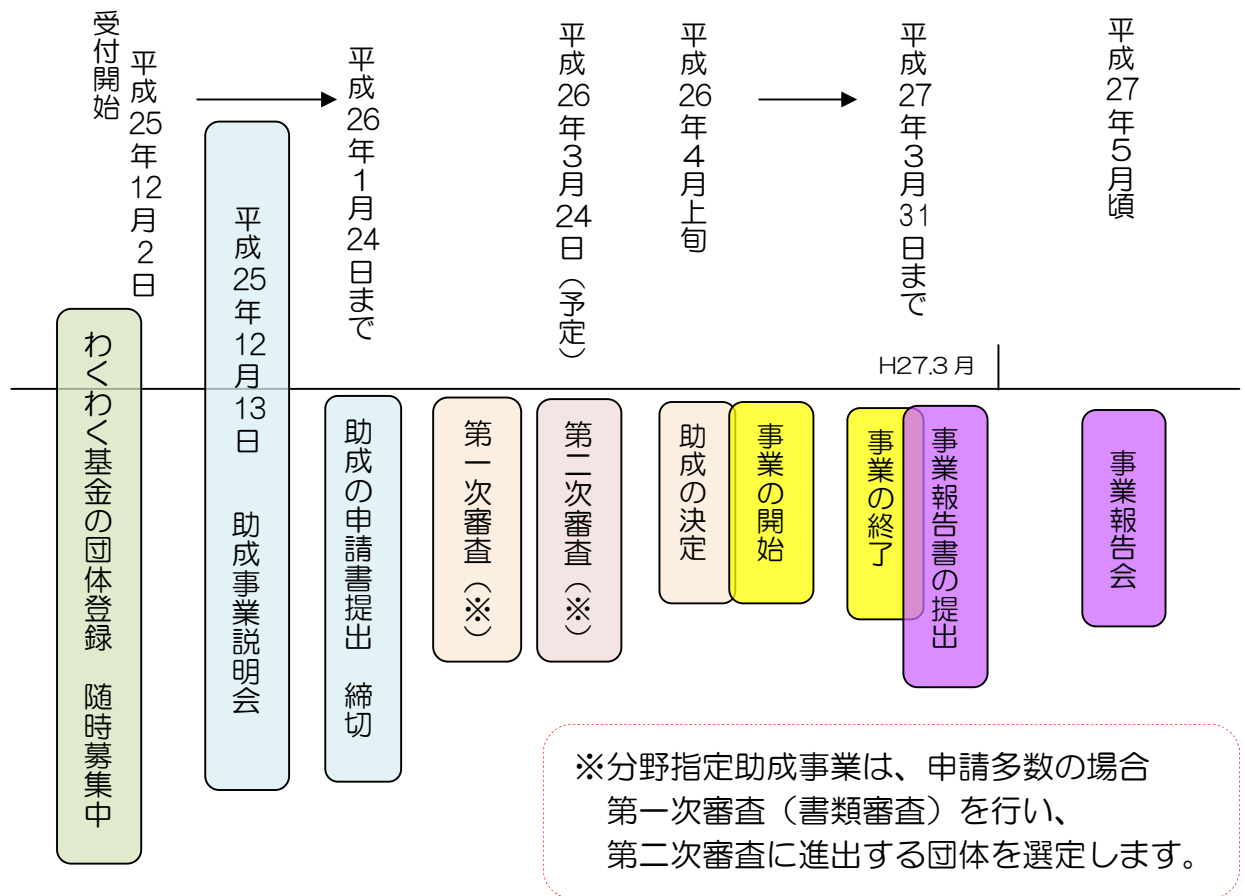
- (2) 助成金の支払いは、原則として事業終了後となります。提出された実績報告書等の審査を行い適合したときは、指定された口座へお支払いします。
- (3) 助成事業の性質上、年度途中に助成金を交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して概算額を交付することができます。
- (4) 助成金の交付決定後、交付対象の経費の内容等を変更または中止しようとするときは、変更等申請書（様式第 13 号）を提出してください。
- (5) 助成事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）はいつでも見られるように整理しておいてください。
また、その帳簿・証拠書類は、助成金の交付に係る会計年度終了後、5 年間保管してください。
- (6) 事業終了後、事業の実施状況及び経理状況について、団体の事務所等において、実地調査をする場合があります。

15 助成金の交付取消と返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、返還をしていただく場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 不正な手段により、助成を受けたとき
- (2) 助成目的以外の経費に流用したとき
- (3) 登録要綱に定める登録要件を失ったとき
- (4) 交付した助成金に余剰金が生じたとき
- (5) 助成事業を変更、中止又は廃止したとき、若しくは、助成事業が予定期間内に完了しないとき
- (6) 助成対象事業が熊本市の他の助成等を受けていたことが判明したとき
- (7) 助成対象事業が熊本市以外の助成等を受けていて、その合計金額が助成対象事業経費を超えていることが判明したとき
（『基金からの助成額＋熊本市以外の助成金等＞事業費』）
- (8) その他熊本市が定める要綱に違反した場合

16 平成26年度 団体登録から助成事業終了までの流れ



17 その他

- (1) 公正性、透明性を高めるため、助成金交付申請書や実績報告書等の提出書類及び助成事業の内容、成果等は公開させていただきます。
- (2) 交付を決定した団体については、助成金を活用した事業の実施状況の報告会やあいぽーと情報誌等へのご協力をいただくことがあります。
- (3) 助成事業の実施にあたり、パンフレット等に当基金の助成を受けていることの掲載をお願いします。

【記載例】

■ 分野指定助成事業

- ◆保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ◆環境の保全を図る活動
- ◆生涯学習・子どもの健全育成を図る活動
- ◆文化・芸術・スポーツ・国際協力の振興を図る活動

「本事業は、「くまもと・わくわく基金」の助成を受けたものです。」

◆まちづくりや地域安全の推進を図る活動

- ・コスギスマイル基金からの助成

「本事業は、「くまもと・わくわく基金」の中に設置された
「コスギスマイル基金」の助成を受けたものです。」

- ・指定寄附からの助成

「本事業は、「くまもと・わくわく基金」の助成を受けたものです。」

■ 団体応援助成事業

「本事業は、「くまもと・わくわく基金」の助成を受けたものです。」

■ スタートアップ助成事業

「本事業は、「くまもと・わくわく基金」の助成を受けたものです。」

18 個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報の利用及び管理は「熊本市個人情報保護条例」に基づき適正に取り扱います。

【お問い合わせ・申請書類提出先】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

電話 096-366-0168

FAX 096-366-8830

熊本市ホームページ（あいぽーとホームページ）

URL <http://www.kumamoto-aiport.com>

19 寄附をいただいた方のご紹介（平成 24 年 11 月から平成 25 年 10 月まで）

※ お名前の公表にご承諾いただいた方について、寄附をいただいた順に掲載させていただきます。

【事業者・団体】

寄附募集中！

- ◇ はっぴー整体院 院長 喰田 幸子 様
- ◇ 有限会社 オー・エス収集センター 代表取締役 野原 雅浩 様
- ◇ 第9回サムライ祭実行委員会 様
- ◇ 有限会社 オー・エス収集センター 代表取締役 野原 眞藏 様
- ◇ 株式会社 パスト24 代表取締役 太田 康隆 様
- ◇ 有限会社 石翔 代表取締役 内村 憲也 様
- ◇ 有価物回収協業組合 石坂グループ 代表理事 石坂 孝光 様
- ◇ 株式会社 宮食 様
- ◇ 一般社団法人 熊本県産業廃棄物協会 会長 大野 羊逸 様
- ◇ 株式会社 サンワイテック 代表取締役 松原 匡宏 様
- ◇ 熊本新明産業株式会社 代表取締役 萩原 幸夫 様
- ◇ 熊本大同青果株式会社 代表取締役 月田 求仁 様

【個人】

- ◇ 橋本 隆一 様 ◇ 大司 恭史 様 ◇ 石津 棟暎 様
- ◇ 服部 真之 様 ◇ 家入 博子 様 ◇ 宮本 チサエ 様

20 社会貢献型自動販売機の設置事業者のご紹介

設置事業者募集中！

設置事業者名 (敬称略)	設置台数
株式会社 パスト24	26台
有限会社 石翔	1台
株式会社 宮食	2台
有限会社 オー・エス収集センター	3台
熊本新明産業株式会社	3台
熊本大同青果株式会社	14台

21 寄附金付自動販売機の提供事業者のご紹介

提供事業者募集中！

提供事業者名 (敬称略)
南九州コカ・コーラボトリング株式会社
サントリービバレッジサービス株式会社
日東ベンディング [®] 西日本株式会社

提供事業者とは・・・
くまもと・わくわく基金に賛同し、寄附金付自動販売機の設置や寄附額の報告並びに寄附金の支払等の事務の代行にご協力をいただいている事業者です。
熊本市と覚書を交わしています。